

# 所得税負担の公平化と増収予想

村上 雅子

### I 問題の所在

昨年わが国の財政の一般会計は経常収支において30%の赤字を生じており、これを昭和55年度には建設公債の15%を残す程度まで縮小して財政運営を健全化したいというのが財政当局の願いであり、そのために財政支出の抑制と増税案の検討がなされていた。しかし大幅な増収をねらう一般消費税の新設も、引続く不況下におけるデフレ効果と、その逆進的性格への反対のために延され、その後の不況の深刻化は、公債依存度30%の水準を超過しても、財政支出の拡大による景気回復対策をとらざるを得ない状況に至っている。

第1の問題は、不況下の大幅な赤字財政という情勢の中で、財政運営の基準をいかに考えるべきかということである。これについて参考となるのは「完全雇用予算」 full-employment budget の考え方である。これは現行の財政支出・収入の構造において完全雇用の国民所得水準になった場合に、財政収支が黒字あるいは赤字をどの程度生じさせるかを予測し、完全雇用水準で財政の収支均衡がもたらされるように現行の財政支出・収入の構造を修正する。その上で、各年の国民経済のマクロ需給ギャップを調整するための裁量的な財政支出あるいは増減税の弾力的な運用を行なうというものである。1947年、米国の Committee of Economic Development (CED) によって提唱されて以来、この考え方は種々の批判を受けながらも米国連邦財政運営の基準として浸透している<sup>(1)</sup>。この考え方をを用いれば、単純に財政赤字の早急な縮少を求めるのではなく、循環的赤字と区別された構造的赤字の規模を指標として、現行の財政構

造の収支両面における改革を考えてゆくことが出来る。

わが国の完全雇用予算の試算を最近行なわれた野口悠起雄氏の報告によれば、わが国の現行の財政構造（昭和51年度補正後予算）は、完全雇用の実質国民所得が達成された場合、税収と、「公共事業関係費を除く」支出合計とを比較するとき、約2兆6100億円の経常収支赤字をもたらすものであることが明らかとなった。したがって現在生じている3兆5000億円の赤字のうち約4分の3は、構造的な赤字であり、現行財政構造は、支出面における削減と、収入面における増収とがもたらされるように改革されねばならないことが示された。野口氏が完全雇用予算の経常収支から公共事業関係費を除いたのは、この項目を完全雇用予算均衡の財政改革と切り離して、景気安定政策のための弾力的運用に用いること、減税政策よりは弾力的運用に適しているとの判断によるものである。推計の詳細な点ではなお検討すべき問題点をもつが、完全雇用予算の考え方が現下のわが国の財政運営の基準として有用であることを示した野口氏の分析は注目に値すると言えよう。仮りに構造的赤字の約半分を税収面の改革によって解消しなければならないとするならば、現在の国民所得の約10%増と推定される完全雇用国民所得のときに、1兆3000億程度の増収が生じるように現行の租税構造を改革することが必要なのである。

第2の問題は、租税構造をいかに改革するか、それは税収増加を唯一の基準とすべきかの点である。租税負担における最も重要な基準は負担の公平性である。租税負担が共同のコストに対する分担である以上、負担の配分が公平性の基準をみたさなければ、いかに強制賦課の性格をもつとはいえ、長期的に負担者である国民の合意を得ることは出来ないからである。したがって負担の公平性に対する現行租税構造の歪みを匡しつつ、増収をはかることの出来る改革が最も望ましい。それは可能なのではないか——これが本稿の分析の動機である。

租税負担の公平性の基本原理には応能原理と応益原理があるが、財政支出からの利益の各個人への帰属を明確にすることは困難である以上、

実際的には応能原理をとらざるを得ない。負担能力の指標に所得をとる所得税に限定して言えば、公平な課税の第1の条件は、個人のすべての源泉からの所得は合算されて課税ベースとされることである。このベースから最低生活費に対する所得保証の観点より所得控除がなされ、この課税所得に対して税率が課せられる。したがって所得税の公平な課税の第2の条件は、控除水準が妥当であること、第3の条件は、税率構造が負担の公平性をみたすことである。この税率構造が累進税であるべきことについては、Edgeworth以来の長い歴史をもつ財政理論上の証明があり、現行の所得税も累進税制であるが、どの程度の累進度すなわち所得の差に対応する平均税率の差をつけるべきかについて、なお理論的証明は確立していない。<sup>13)</sup>「公平な」税率構造としてとるべき暫定的な基準に関しては第2章で後述する。

昭和25年 Shoup 使節団の日本税制報告書における所得税の改革提案において、公平性の第1条件であるすべての所得源泉からの所得の総合合算課税の方針が徹底していた。利子所得・配当所得等の資産所得はもとより、資産の売却益としての譲渡所得 capital gain についても、その変動所得としての性格を勘案して、同額の所得が数年にわたって実現する場合と比較して負担の過重又過少になることのないように、譲渡益又は損失の数年にわたる平均化の方法を提示して、平均化調整の上ですべて総合合算されるべきことを提案した。

その後のわが国の所得税制の変化は、この Shoup 提案の中心にあった総合課税の変質に著しい特徴をもつ。租税特別措置による少額貯蓄への非課税、利子所得・配当所得の源泉分離選択課税、株式の譲渡所得への非課税、土地・建物の長期譲渡所得に対する分離課税等の諸措置は、これら資産所得をより多く保有する高額所得層における租税負担を軽減させる効果をもち、平均税率の累進性を著しく歪めるものとなった。しかしこれらの特別措置は、高い成長経済を推進する資本蓄積への資金源泉としての貯蓄供給を促進するため、又、土地供給を増加して地価の騰貴

を抑制する経済的効果のために行なわれた。税制が一方である経済的効果を促進するために変更を加えられることは、それ自体否定すべき事柄ではない。その経済的効果のベネフィットが国民の上にもたらされるのであれば、それが負担の公平性との比較考量の上で、国民の同意を勝ち取る限りにおいて正当化されざるを得ない。重要なことは判断のために必要なその経済的効果と、負担の公平性への侵害の程度を示す情報が与えられることである。本稿の目的も、この情報の一環として、利子・配当所得の源泉分離選択課税と、長期譲渡所得の分離軽課制度が、どの程度所得税負担の公平性を阻害したかを、総合課税との比較において明らかにしようと試みたものである。

一連の貯蓄優遇措置が戦後のわが国の資本蓄積にどの程度の効果があったかを明らかにすることは本稿の範囲をこえている。これははるかに追求の困難な問題であり、文献も少ないが、この問題の実証的分析に精力的に取組まれた小宮隆太郎氏は、「たしかに現在の日本の税制で経済成長の妨げとなると思われる面は殆ど見当たらないが、他方、租税政策が総投資の水準や成長率を引上げるのに特に顕著に貢献していると確認される点も少ない」と結論されている。<sup>(4)</sup>

急速に経済が低成長率化し、今後は実質5～6%の水準で安定的な成長を維持することが求められている現在、均衡成長のためには今なお国民所得の約31%を占める貯蓄率の引下げが必要である。特に国際収支における黒字および財政収支における赤字という、需要サイドの2要因が拡大を望まず、むしろ縮少に向わなければならない条件下では、マクロの需給バランスのためには、貯蓄率は国民所得に占める投資率約26%にほぼバランスしなければならない。したがって経済的効果の上からも、貯蓄優遇の特別措置を廃し、租税負担の公平性を貫くべき総合課税原則に立ちもどるための条件は現在備えられていると言えよう。

第3の問題は、所得税の公平化のための諸改革によって可能となる税収増加はどの程度であるかという点である。改革は既得利益を守ろうと

する強力な反対の中で行われねばならないから、現在のように増収が強く求められている場合には改革による増収予想が数百億円程度の場合には、これを避けて新税の創設を急ぐ傾向がある。一般消費税の提唱の背後には改革による増収予想への過少推定があるのではないかと思われる。もし利子・配当・長期譲渡所得に関する改革のみで数千億円に達し、現行の租税特別措置の廃止による増収合計が1兆円余に達しうるとすればどうであろうか。したがって税制改革の提案をする場合には、これに伴う増収の概算をも示すことが重要な意味をもつ。本稿で筆者が重視したのもこの点である。

本稿では、所得税における利子所得・配当所得の源泉分離選択制度を廃止し、これを総合課税した場合の増収可能額と、長期譲渡所得の分離課税制度を廃止し、5分5乗方式または10分10乗方式による平均化調整を行なって長期譲渡所得を総合課税した場合の増収可能額を、昭和49年のデータによって概算した。昭和51年2月16日、税制の不公平への批判の激しかった衆院予算委員会において、野党の質問に答えて大蔵省から提出された資料によれば、<sup>5)</sup>「利子・配当所得課税の特例による減免額は370億円」である。「小額貯蓄の利子の非課税による減免額1300億円」は別項にあげられているから、370億円は分離選択制度による減免額に相当する。しかし筆者の概算によればこれは昭和49年においてさえ、約2600億円に達する。この資料はこの他「社会保険診療報酬の特例による減免額1890億円」等、主たる9項目の租税特別措置の減免額の総計が、8400億円であることを報告している。利子・配当所得におけると同程度の過少推計があるとする根拠はないが、資料の推計は恐らくかなり控え目な数値であろう。しかも昭和51年には土地建物の長期譲渡所得の分離課税の特例は時限によって廃止されていたために、資料の9項目には含まれていない。しかし、本稿第5章に示すように、昭和51年の長期譲渡所得に関する税制は、実質上最高所得層以外の階層では分離課税の特例の場合と同一の負担をもたらすのであり、もしこの現行税制が5分5乗方式

の平均化調整後の総合課税に変革されていたとするならば、なお約1800億円の増収は可能であったのである。したがって特別措置の改革を積み上げてゆくことによる1兆円余の増収は決して不可能な値ではないのである。構造的赤字を解消してゆくために、財政支出面の再検討の上になお租税の一般的な負担率の引上げが必要であるならば、租税負担の現行税制における不公平の是正が先決問題であり、その上で負担率引上げの必要な規模が明らかにされるとき、始めて国民の合意を勝ち得ることが出来よう。

### 注

- (1) Dernberg, T. and McDougall, D., *Macroeconomics* (2nd. 1976, McGraw-Hill) pp. 376-387.
- (2) 野口悠起雄「構造的財政赤字の原因と対策」(『東洋経済』近代経済学シリーズ No.42, 1977)。
- (3) 村上雅子「経済的公正と最適税制」(『福祉と公正の経済分析』統計研究会, 1976)。
- (4) 小宮隆太郎「戦後日本の税制と資本蓄積」(『経済学論集』東大経済学会, 32巻2号, 1966)。
- (5) 毎日新聞, 1976年2月17日。

## Ⅱ 分析の方法

本稿の主題とする、利子所得・配当所得および譲渡所得への租税特別措置の、所得階層別租税負担への影響をみるためには、所得階層別に、これら所得源泉別の所得額を示す統計を必要とする。現在そのために利用しうる唯一の公表統計資料は、国税庁の『申告所得税の実態』である。この昭和49年度分を資料として用いる。現在入手しうる最新のものは昭和50年度分であるが、昭和50年度は、昭和44年度から始まった長期譲渡所得への分離軽課の特別措置の時限立法最後の年であるために、第1表の示すように多額の譲渡所得の発生した年であった。49年度は44年～50年の間でむしろ譲渡所得の前年比増加率の少い年である。49年度を資料とすることによって、最もこの特別措置の影響の小さかったと見ら

れる年度においてさえ、どの程度の歪みが、租税の公平負担に対して生じ、また税収の差が生じうるかを明らかにしたいという意図から49年度の資料を用いた。

次に、租税の公平負担の基準とすべき税率構造をどう考えるか。

第1表 譲渡所得の推移

年度	(1) 譲渡所得 億円	(2) 前年比 %
40	1,618	—
41	2,170	134.1
42	2,626	121.0
43	2,983	113.6
44	11,678	391.5
45	15,238	130.5
46	30,990	203.4
47	32,999	106.5
48	61,670	186.9
49	16,551	26.8
50	29,766	179.8

第2表 申告所得税の税率 (昭和49年)

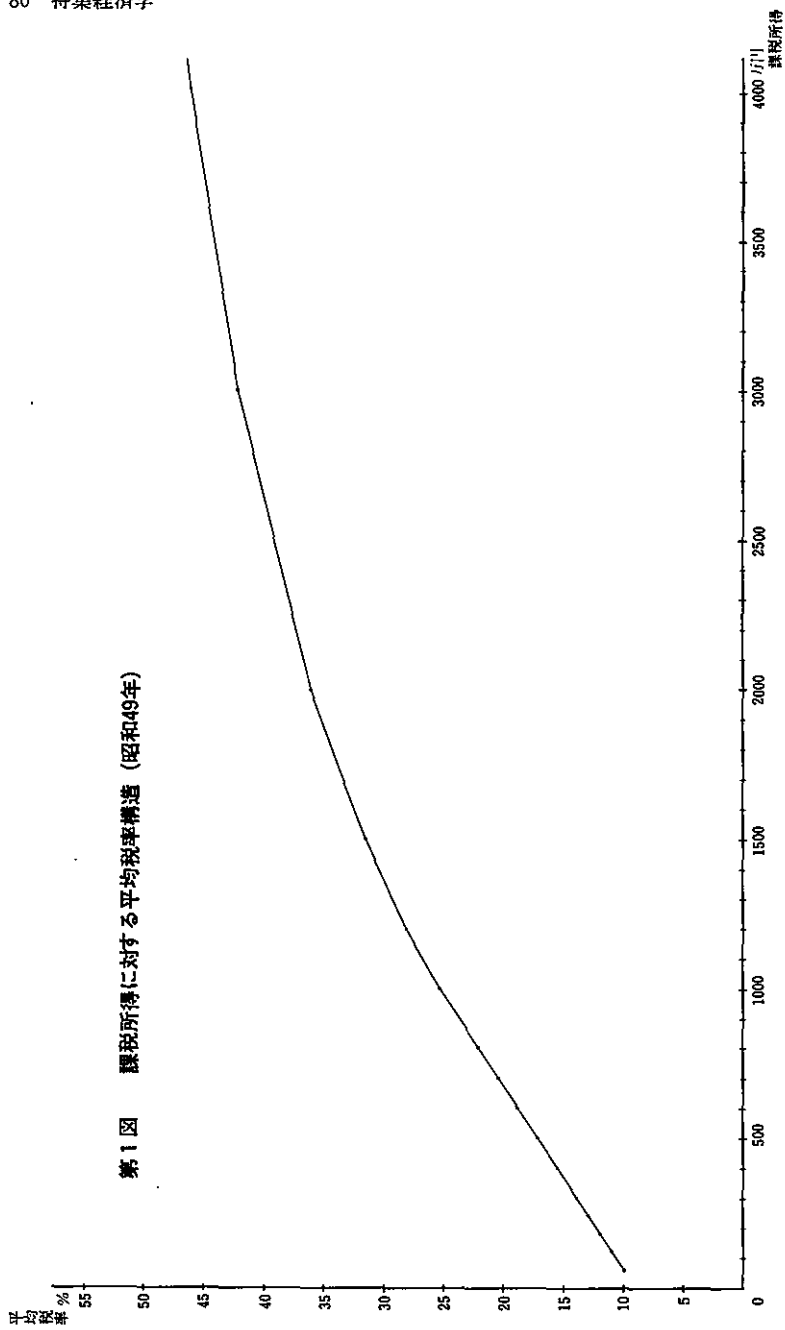
(1) 課税所得 万円	(2) 限界税率 %	(3) 平均税率 %	(4) 課税所得 万円	(2) 限界税率 %	(3) 平均税率 %
60以下	10	10.00	1000超	42	28.17
60超	12	11.00	1200	46	31.73
120〃	14	12.00	1500	50	36.30
180〃	16	13.00	2000	55	42.53
240〃	18	14.00	3000	60	46.90
300〃	21	15.75	4000	65	52.93
400〃	24	17.40	6000	70	57.20
500〃	27	19.00	8000	75	—
600〃	30	20.57			
700〃	34	22.25			
800〃	38	25.40			

資料：「申告所得税の実態」昭和50年p. 11

資料：「国税庁統計年報書」昭和49年p. 24

第2表の限界税率は、通常、申告所得税の税率として掲げられている値であるが、これは限界税率である。特定の課税所得における税額は限界税率による積算により求められる。例えば120万円の課税所得への税額は最初の60万円に対する10%の6万円および次の60万円に対する12%の7.2万円の合計13.2万円である。第2表の平均税率(3)は、各課税所得階層の上限の課税所得で算出された税額を、この課税所得で除した税率であり、これを「課税所得に対する平均税率」(τ)と呼ぼう。

第1図の示すように「課税所得に対する平均税率」は課税所得 ( $Y_T$ ) のほぼ線型関数をなしている。殊に課税所得1200万円 (所得で約2000万円に対応) 以下の所得において線型のあてはまりがよく、それ以上の高所得層では勾配はやや緩やかになっている。(図1)





最小二乗法による推定結果もこれを裏付けている。

[平均税率関数  $\bar{t} = a + b Y_T$  の最小二乗推定]

昭和49年度税率表において

(1) 全課税所得階層に対して

$$\bar{t} = 0.1455 + 0.0000058 Y_T \quad R^2 = 0.8580$$

(2) 第1階層～第8階層 ( $Y_T = 1000$ 万円以下に対して)

$$\bar{t} = 0.0928 + 0.0000021 Y_T \quad R^2 = 0.9988$$

昭和46年度税率表において (全課税所得階層に対して)

$$\bar{t} = 0.1796 + 0.0000073 Y_T \quad R^2 = 0.8054$$

昭和49年度の前に税率表の改正のあった昭和46年度の税率表についても同じ傾向が検出される。この線型の平均税率関数には、一つの望ましい税率構造の性格がある。それは所得増加にともなう平均税率の上昇としての累進度が、所得階層間で一定の税率構造であることである。これが負担の公平性に合致することを厳密に理論づけることは困難であるが、所得の上昇にともなう累進度を変化させるべき理由が公平性の上から無いとするならば、この税率構造を「公平な」税率構造を示す暫定的基準として採択してよいであろう。このような税率構造が長期にわたって受入れられて来たということは、そこに人々の公平感に合致する何らかの事由があったと考えられるのである。

課税所得は、所得から所得控除が差引かれた額である。所得控除は、基礎控除、扶養控除、障害者・高齢者扶養控除等の人的控除に、生命保険料、損害保険料に対する一定の控除を加えた額である。この合計額には所得階層にわたって、殆ど差が無い。年間10万円以下の差である。したがって、所得控除額の水準そのものが、高いか、低いかの問題は別途に問われねばならないにしても、所得階層「間」の負担の公平性に関して言えば、現在の所得控除のあり方は特に問題を生じるものではないと言うことが出来る。

したがって第3表(2)の課税所得について、税率表に基づいて算出した

税額(3)を所得(1)で除して得た(4)の平均税率は、所得に対する「公平な」負担を示す平均税率構造であると言えよう。何故なら先に課税所得に対して税率表による平均税率が一定の累進性を示す意味で「公平な」税率構造であることを確認し、且つ所得と課税所得の差である所得控除が、所得階層間ではば一定額だからである。以下の分析でこの第3表(4)の平均税率を基準とし、総合課税される場合の税率とする。

第3表 所得階級別所得，課税所得，平均税率（平均表示）

所得階級	(1) 所得金額	(2) 課税所得	(3) 算出税額	(4) 平均税率	(5) 税負担額	(6) 平均実効税率
	千円	千円	千円	%	千円	%
100万円以下	695.1	263.8	26.38	3.79	28.5	4.10
150	1260.7	499.3	49.93	3.96	53.9	4.28
200	1752.2	881.0	93.72	5.35	101.9	5.81
300	2451.3	1558.8	182.23	7.43	197.8	8.07
400	3449.3	2550.2	339.03	9.83	370.1	10.73
500	4467.8	3553.0	536.13	12.00	586.6	13.13
700	5890.8	4966.5	861.96	14.63	945.2	16.04
1000	8264.4	7347.9	1558.28	18.85	1674.0	20.25
2000	13529.5	12603.7	3657.70	27.03	3517.3	26.00
3000	24005.7	23067.3	8947.01	37.27	7831.6	32.62
5000	37854.6	36957.4	16934.44	44.73	12575.4	33.22
5000万円超	90154.0	89272.0	52714.00	58.47	27151.5	30.11

資料：「申告所得税の実態」昭和49年 p. 25 第1表

第3表の(5)は、昭和49年における各所得階層の実際の租税負担額であり、(6)はこれを所得金額(1)で除した値であるから「平均実効税率」と呼ぶ。実際の各階層の租税負担率は、課税所得が税率表にしたがって総合課税されたと仮定した場合の平均税率(4)に比較して、1000万円以下の所得階層ではかえって重くなっており、それ以上の高所得層では大巾に軽くなっており、最高階層では逆進性を生じている。ここに租税特別措置の影響があらわれている。どのような特別措置によって、どの程度に、税率表そのものが持っていた一定の累進性を示す税率構造がかくも歪められてしまったのであろうか——これが以下に追究する課題である。

### Ⅲ 利子所得の源泉分離選択課税の影響

公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益分配金を含む利子所得については、いわゆるマル優といわれる非課税制度がある。銀行預金等の少額貯蓄、郵便貯金、国債保有、財形貯蓄おのおのについて元金300万円までの利子所得に対しては非課税であるから、金融資産の保有形態を分散させれば1200万円までの貯蓄の利子所得は課税を免れるわけで、これほどの優遇措置を与えるべきかは疑問である。この適用を受ける部分の利子所得については申告されていないから、所得階層別の帰属を示す統計は無い。

石弘光氏は昭和47年についてこの非課税分の利子所得及び配当所得の階層別帰属について苦心の推計をされた<sup>(1)</sup>。年次が相違するので、そのままは利用出来ないため、本稿では、この非課税分は不問に付することとする。石氏によればこの階層別帰属は低中所得層に集中している。

申告された利子所得については総合課税か分離課税かを納税者が選択し、昭和49年において分離課税の場合の税率は30%であった。課税所得に適用される最高限界税率が30%を超える所得階層では分離課税の方が有利であるから、第8階層以上(所得700万円以上)の階層では分離を選択するであろう。したがってこの分離選択制度と、利子所得がすべての階層で総合課税される場合との、平均税率の相違および税収差の計算は、第8階層以上の層について行えばよい。結果は第4表に示される。

計算方法は、まず課税所得から利子所得を引いた利子以外課税所得(3)について、税率表にしたがって税額を算出する。この(4)と、利子所得への30%課税の税額(5)の合計である(6)が分離課税下の総税額である。課税所得がすべて総合課税された場合の算出税額(7)と(6)の差を求め、これに各階層の納税者を乗じた合計である693.931百万円が両制度の税収差である。(6)を所得額(1)で除した(12)が分離課税下の平均税率、(7)を(1)で除した(13)が総合課税下の平均税率である。両者を比較すると、殆んど1%にもみない差である。これは第8階層以上の高所得層において所得に占

第4表 利子所得の分離選択課税の影響 (平均表示)

所得階級	(1) 課税所得	(2) 利子所得	(3) 利子以外 課税所得	(4) (3)への 算出税額	(5) 利子 分離課税	(6) 税額 計(4)+(5)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1000万円以下	7347.9	11.2	7336.7	1554.47	3.36	1557.83
2000〃	12603.7	14.3	12589.4	3651.12	4.29	3655.41
3000〃	23067.3	22.1	23045.2	8934.85	6.63	8941.48
5000〃	36957.4	38.1	36919.3	16911.58	11.43	16923.01
5000万円超	89272.0	40.6	89231.4	52684.00	12.00	52696.00

所得階級	(7) 総合課税額	(8) (7) - (6)	(9) 納税者数	(10) (8) × (9)	(11) 所得額	(12) 「分離」平均税率
	千円	千円	人	百万円	千円	%
1000万円以下	1558.28	0.448	139539	62.513	8264.4	18.84
2000〃	3657.70	2.288	113789	260.349	13529.5	27.01
3000〃	8947.01	5.525	22709	125.467	24005.7	37.24
5000〃	16934.44	11.430	11823	135.136	37854.6	44.70
5000万円超	52714.00	18.000	6137	110.466	90154.0	58.45
			(計)	693.931		

所得階級	(13) 「総合」 平均税率	(14) 利子所得比	(15) 利子所得 (2) × (9)
	%	%	百万円
1000万円以下	18.85	0.13	1562.83
2000〃	27.03	0.11	1627.18
3000〃	37.27	0.09	501.87
5000〃	44.73	0.10	450.45
5000万円超	58.47	0.05	249.16
		(計)	4391.49

資料：(1)(2)(9)(10)は「申告所得  
税の実態」  
昭和49年 p. 25, 30。

める利子所得の割合が(14)の示すように0.1%程度のものであるため、分離課税による負担率軽減の影響は小さいものであったと言うことが出来るよう。

しかし税収差額は重要である。「申告所得税の実態」は申告所得者の標本調査であるから、以上の計算における税収差6億9393万円は、実際に分離課税を廃して利子所得を総合課税にした場合、昭和49年に実際に生じるであろう税収差の総額ではない。この総額の推計は次のように行なった。先づ(15)で源泉分離選択課税分の利子総計を求めた。これは43億9149万円であり、税収差6億9393万円はその15.8%に相当する。他方実際に昭和49年度に支払われた利子総額のうち、源泉分離選択課税分の金額が幸いにも「国税庁統計年報書」昭和50年度に記載されている<sup>(2)</sup>。それは9458億9600万円である。したがってこれに15.8%を乗じて得られる、1494億5156万円が、利子所得の総合課税化によって実際に可能となるであろう増収予想額である。約1500億円は少い額ではない。

#### 注

- (1) 石弘光「所得税の tax erosion —— 所得階層別にみた一つの計測 ——」（『一橋論叢』75巻1号1976）。
- (2) 『国税庁統計年報書』昭和50年度 p. 53。

#### IV 配当所得の源泉分離選択課税の影響

配当所得には、株式の配当および公社債投資信託以外の証券投資信託の収益分配金が含まれる。現行税制では総合課税か分離課税かが選択される。分離課税の税率は利子所得の場合と同様30%であるから、限界税率が30%を超える第8階層以上の所得階層は分離課税を選択することになる。現行制度と、すべての階層で総合課税がなされる場合との、所得階層別平均税率の差、および両税制の税収の差の計算方法は、利子所得の場合の計算方法と同一である。ただし配当所得については現行税制では税額控除として配当控除がおこなわれる。それは課税所得金額が

1000万円以下の場合、株式配当について10%、証券投資信託の収益分配金については5%が控除され、課税所得が1000万円超の場合、それぞれ5%、2.5%である。『申告所得税の実態』には所得階層別の配当控除金額が記載されているから、現行税制と、総合課税の両ケースとも、この配当控除がなされるものとして、税額から差引いて比較をした。配当控除の存在の妥当性そのものが、法人税との調整上、現在大きな税制上の問題点となっているのであるが、これは本稿の範囲をこえる法人税理論上の論争点に関わるため、これ以上は立ち入らないこととする。ただ現行税制は、法人税において留保利潤に40%、配当分に28%の税率を課し、個人所得税の段階で配当所得に課税した後、上記の率で配当控除を税額控除しているのであるが、二重課税を廃する法人擬制説の立場も、二重課税を肯定する法人実在説の立場もいずれにも徹底していない調整方式であるという問題点を指摘しておくにとどめる。

第5表が配当所得の分離選択課税と総合課税の比較を示す。(14)と(15)を比較すると、各階層の平均税率は、2%前後の差であってそれ程大きいものではない。(16)の示すように、配当所得がこれら高額所得層の所得の5~8%を占めるに過ぎないからであろう。しかし税收差の総計は589億9662万円であり、配当所得の源泉分離選択分の合計3083億3910万円の19.13%に相当している。これは標本調査における数値であるから、実際に昭和49年度の源泉分離選択分の配当所得の金額に19.13%を乗じなければ、配当所得の源泉分離選択制度を廃して総合課税にした場合に可能となる増収分の数値を得ることは出来ない。しかし残念なことに、利子所得の場合と異なり、『国税庁統計年報書』は49年度も50年度も、配当所得については、源泉分離選択課税分の数値を掲載していない。ただ配当の支払総額が、1兆9372億2400万円であり、そのうち課税分が1兆8949億2000万円であることを記すのみである。この配当支払総額は、個人への支払分と法人への支払分を合わせた額である。したがって何らかの方法で、このうち個人への支払配当額がどれだけであるかを解明しなけれ

第5表 配当所得の分離選択課税の影響 (平均表示)

所得階級	(1) 課税所得	(2) 配当所得	(3) 配当以外 課税所得	(4) (3)への 算出税額	(5) 配当 分離課税	(6) 税額 計(4)+(5)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1000万円以下	7347.9	437.9	6910.0	1410.00	131.37	1541.37
2000〃	12603.7	1129.3	11474.4	3159.25	338.79	3498.04
3000〃	23067.3	1890.8	21176.5	7907.07	567.24	8474.31
5000〃	36957.4	2951.8	34005.6	15163.36	885.54	16048.90
5000万円超	89272.0	6663.8	82608.2	47716.15	1999.14	49715.29

所得階級	(7) 総合課税額	(8) (7) - (6)	(9) 納税者数	(10) (8) × (9)	(11) 配当控除	(12) (6) - (11)
	千円	千円	人	百万円	千円	千円
1000万円以下	1558.28	16.91	139539	2359.60	111.67	1429.70
2000〃	3647.70	149.66	113789	17029.66	50.16	3447.88
3000〃	8947.01	472.70	22709	10734.54	56.00	8418.31
5000〃	16934.44	885.54	11823	10469.74	79.54	15969.36
5000万円超	52714.00	2998.71	6137	18403.08	106.38	49608.91
			(計)	58996.62		

所得階級	(13) (7) - (11)	(14) 「分離」 平均税率	(15) 「総合」 平均税率	(16) 配当所得比	(17) 配当所得 (2) × (9)
	千円	%	%	%	百万円
1000万円以下	1446.61	17.30	17.50	5.30	61104.13
2000〃	3597.54	25.48	26.59	8.35	128501.92
3000〃	8891.01	35.07	37.04	7.88	42938.18
5000〃	16854.90	42.18	44.52	7.80	34899.13
5000万円超	52607.62	55.03	58.35	7.39	40899.74
				(計)	308339.10

資料：  
第4表に  
同じ。

ばならない。

この配当支払総額より個人への支払分を分離する方法について、石弘光氏より次のような方法が可能であると御教示を受けた。それは資本金における個人の株式保有率を、資本金への平均配当率によって求めた配当金額に乗じることによって、上場会社及び非同族会社からの個人配当所得受取分を推計し、これに同族会社の配当金をすべて個人受取分とみなして加えたものである。資料は『法人企業の実態』昭和47年度(34頁)および『東証統計年報』昭和51年度版(112頁)を用いる。

- (1)  $\frac{\text{上場会社における個人の株式保有数}}{\text{上場会社株式数}} = 32.71\%$
- (2)  $\frac{\text{上場会社配当金額}}{\text{上場会社資本金総額}} = 9.91\%$
- (3)  $\text{非上場会社資本金} \times \frac{\text{同族会社数}}{\text{非上場会社数}} = 6,726,609 \text{ 百万円}$
- (4)  $\text{非上場会社資本金} \times \left(1 - \frac{\text{同族会社数}}{\text{非上場会社数}}\right) = 401,301 \text{ 百万円}$
- (5)  $\text{上場会社資本金} + (4) = 7,975,244 \text{ 百万円}$
- (6)  $(5) \times (1) \times (2) = 258,522 \text{ 百万円}$
- (7)  $(3) \times (2) = 666,607 \text{ 百万円}$
- (8)  $(6) + (7) = 925,129 \text{ 百万円} \dots\dots\dots \text{個人の配当受取額}$

この925億2900万円は『国税庁統計年報書』における配当支払総額1兆9372億2400万円の47.75%である。つまり同族会社を除く法人への支払配当は52.25%であることになる。配当支払総額のうちの課税分1兆8949億2000万円についてもその47.75%が個人分に相当するとみなせば9048億2430万円である。これに対応する額を標本調査である『申告所得税の実態』から求めると、それは第6表(3)の合計額4700億6580万円である。標本調査における収差589億9662万円はその12.55%に相当する。したがって、個人への配当支払額の課税分9048億2430万円に12.55%を乗じて得られる1135億5545万円が、実際に配当所得を総合課税に変えた場合



に、昭和49年度に得られるであろう増収予想額である。利子所得の総合課税による増収分約1500億円と合計すれば、2635億円に達するのである。

第6表 所得階級別配当所得

所得階級	(1) 納税者数	(2) 平均配当所得	(3) 配当所得(1)×(2)
	人	千円	百万円
100万円以下	1300137	5.6	7280.8
150 〃	1145796	6.6	7562.3
200 〃	752965	12.4	9336.8
300 〃	754621	26.6	20072.9
400 〃	344660	60.2	20748.5
500 〃	189033	120.1	22702.9
700 〃	207230	357.2	74022.6
1000 〃	139539	437.9	61104.1
2000 〃	113789	1129.3	128501.9
3000 〃	22709	1890.8	42938.2
5000 〃	11823	2951.8	34899.1
5000万円超	6137	6663.8	40895.7
		(計)	470065.8

## V 長期譲渡所得分離課税の影響

昭和44年度税制改正として、土地供給の促進を図るため、保有期間が5年を超える個人の長期保有土地・建物等の譲渡益について、時限的に分離比例課税を導入した。適用期限及び税率は、売却時期が昭和45、46年の場合10%、昭和47、48年の場合15%、昭和49、50年の場合20%の分離比例税率を課すものであった。したがって昭和49年には20%の分離比例税率が課せられたことになる。この場合の各所得階層における平均税率、税収を、長期譲渡所得全額が総合課税された場合に比較したのが、第7表である。

平均税率は、この分離比例課税によって、高額所得層で著しく低下し、最高所得層では逆進を生じ、総合課税の場合の平均税率の2分の1以下に低下している。これは、長期譲渡所得の所得に占める比率が、所得

700万円以上の階層では20%を超え、最高所得層では60%以上にも達するため、分離軽減の影響が大きなものとなり、法定税率表の累進性を、実効上の税率が破壊する最大の要因となっていることを示している。

しかし長期譲渡所得は売却の行なわれた特定の年度に多額に生じる変動所得であるから、これを全額総合課税すべきであるとは言えない。課税の公平上は、同額の所得が何年かにひろがって発生した場合の租税負担と差のないようにしなければならない。Shoup 税制報告書における提案は、<sup>11)</sup>このような変動所得について、数年度に分割して繰越すことを許し、一方納税者の手許にその変動所得がある時に先に徴税しておき、その後数年間に割当てた所得に対する相当税額を税額控除するというものであった。例えば5年間に繰越すことを許した場合、5000万円の譲渡所得があると、5分の1の1000万円をこの年の課税所得に入れる。この年のその他の所得が2000万円ならば、3000万円について累進税率によって税額が決定される。もしこの税額が1200万円であるならば、3000万円の課税所得で税額1200万円を除いた平均税率40%を、変動所得の残り5分の4の4000万円に乗じた1600万円を、この年に暫定納付させる。その後の4年間において、各年度に変動所得の5分の1を、その年の他の所得と合算した課税所得について、累進税率を適用し、算出税額から、暫定納付税額の4分の1を税額控除した租税額を納付させるというものである。

この方法であれば、ある年に発生した長期譲渡所得の5分の1の額が5年間にわたって年々均等に発生した場合と租税負担は同一になる。ただそれを前払いしておいて後で差額を支払う形になる。これを「厳密な5分5乗方式」と呼ぶことにしよう。最も厳密に考えるなら前払いによって失う利子を差引かねばならないが、税制上は利子率による割引値は他の所得の場合も考慮はされないから考えないこととする。しかしこの「厳密な5分5乗方式」の負担額を統計資料上、算出することは不可能である。何故なら同一個人について5年間の「その他の所得」を追跡し

第7表 長期譲渡所得分離課税の影響

	(1) 長期譲渡 所得	(2) 長期譲渡 所得比	(3) 「分離」 税 額 計	(4) 「総合」 税 額 計	(5) 税収差	(6) 長期譲渡 所得総額	(7) 「分離」 平均税率	(8) 「総合」 平均税率
	千円	%	千円	千円	百万円	百万円	%	%
100以下	4.0	0.57	26.78	26.38	- 520.05	5200.55	3.85	3.79
150〃	7.8	0.61	50.71	49.54	- 1340.58	8937.21	4.02	3.93
200〃	16.9	0.96	95.07	93.72	- 1016.50	12725.11	5.42	5.35
300〃	39.5	1.61	184.60	183.23	- 1788.45	29807.53	7.53	7.43
400〃	92.8	2.69	340.89	339.03	- 641.07	31984.45	9.88	9.83
500〃	173.7	3.89	534.39	536.13	328.92	32835.03	11.96	12.00
700〃	1307.2	22.19	819.89	861.91	8718.17	270891.05	13.91	14.63
1000〃	1763.3	21.34	1380.50	1558.28	24807.24	246049.12	16.70	18.85
2000〃	2147.2	15.89	3161.17	3657.70	56499.65	244327.74	23.36	27.03
3000〃	6749.8	28.12	6716.01	8947.01	50663.78	153281.21	27.98	37.27
5000〃	14740.0	38.94	11429.57	16934.44	65107.72	174271.02	30.19	44.73
5000以上	56100.2	62.23	25883.12	52714.00	164661.11	344286.93	28.71	58.47
資料：「申告所得税の実態」昭和49年	(計)				365479.94	1554596.95		

- (2)=(1)/所得；(3)長期譲渡所得×0.2+その他所得への総合課税額；
- (4)=課税所得への総合課税額=第3表(3)
- (5)=[(4)-(3)]×納税者数；(6)=(1)×納税者数；
- (7)=(3)/所得；(8)=(4)/所得

た統計はないからである。したがって比較のためには単純な「5分5乗方式」で計算する。これは長期譲渡所得の発生した年の「その他の所得」が次の4年間におけるそれと同一額であるとみなして発生した年の租税負担額を算出するものである。計算方法は次のようになる。長期譲渡所得を $Y_L$ 、その他の所得を $Y_w$ 、所得を $Y$ とする。5分5乗方式によって $Y_L$ が課税された場合の各所得層の税額 $T_5$ は、まず $(Y_L/5) + Y_w$ に対する税額を税率表から算出しこれを $T_0$ とすると、 $t_0 = T_0 / [(Y_L/5) + Y_w]$ 、 $T_5 = T_0 + (4 Y_L/5) t_0$ 、平均税率は $T_5 / Y$ である。同様に10分10乗方式によって $Y_L$ が課税された場合の税額 $T_{10}$ は、 $(Y_L/10) + Y_w$ に対する税額を算出しこれを $T'_0$ とすると、 $t'_0 = T'_0 / [(Y_L/10) + Y_w]$ 、 $T_{10} = T'_0$

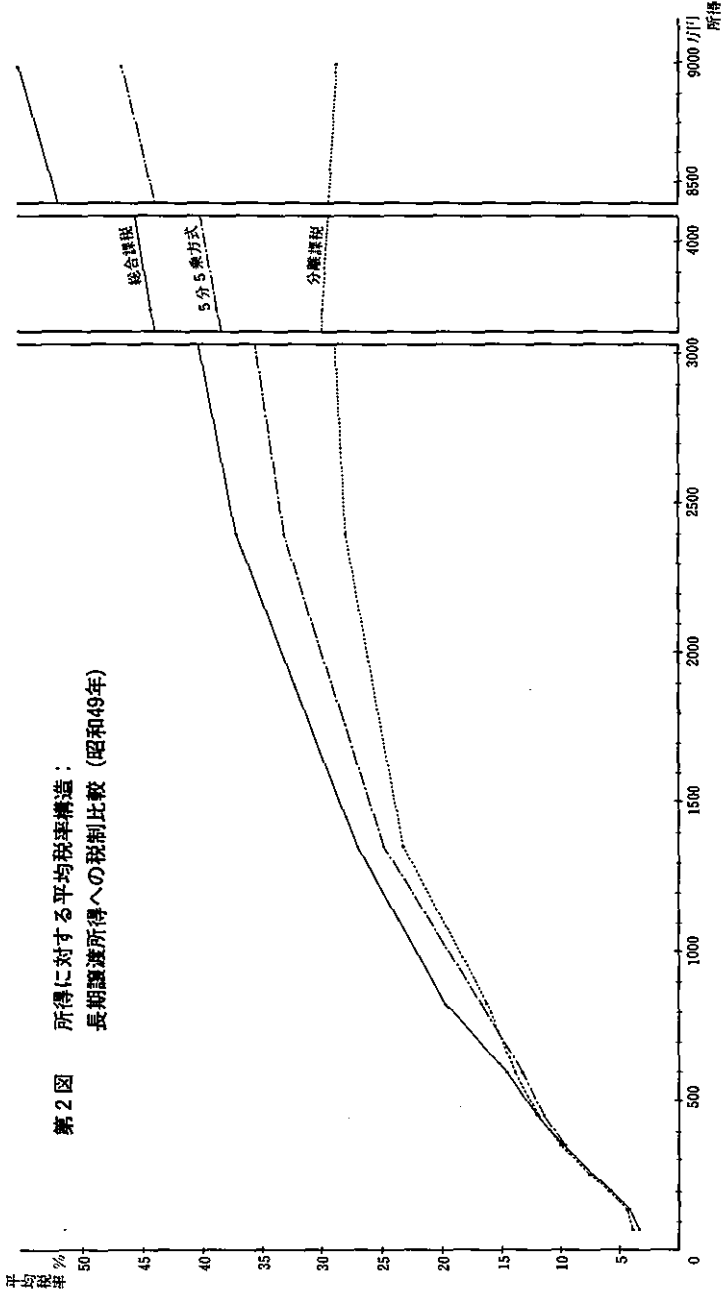
+  $(9 Y_2 / 10) t'$  平均税率は  $T_{10} / Y$  である。昭和49年に長期譲渡所得が5分5乗方式あるいは10分10乗方式で課税されたと仮定した場合と、実際の税制であった20%の分離課税の場合との税収の差額および各階層の平均税率が第8表(4)(5)に示されている。

長期譲渡所得への分離課税に対しては、時限の終りに近づくにつれ不公平税制の批判が高くなり、50年をもって廃止された。51年度からの譲渡所得に対する税制の本則は、譲渡所得から50万円を控除した額の2分の1をその他の所得と合算して総合課税するものである。しかし土地・建物の譲渡所得に関しては、昭和55年末までに譲渡した5年以上保有資産の譲渡所得について、次のような特例がおかれた。(1)譲渡所得2000万円以下については20%の分離課税、(2)2000万円を超える部分については譲渡所得の4分の3を他の所得と合算し総合課税し、この税額から2000万円の4分の3を他の所得と合計した額にかかる総合課税分を税額控除するというものである。このやや複雑な課税方式に変化したことが、昭和49年の20%分離課税に比して、負担率をどのように変化させたかは興味ある問題である。第8表(2)がその結果を示す、(3)「2分の1総合課税」の項は、現行の本則が、土地・建物の長期譲渡所得にも適用されたと仮定した場合の結果である。

第8表及び第2図の比較から次の諸点が明らかとなった。

(1) 昭和51年度からの現行税制は、2000万円以下の長期譲渡所得への20%分離課税の存在のために、最高所得層を除いては昭和49年の特別措置の場合と同一の負担率になる。ただ最高所得層では2000万円超部分について4分の3総合の改革の成果があらわれ、分離課税の場合に生じた逆進性は消滅している。増収可能額は最高所得層における負担の差額のみであるが790億円余になる。

(2) 現行の特例が無く、すべての譲渡所得が本則通り課税されるならば、(3)の示すように第9階層まで負担率は低下し、第10階層以上では上昇し、税収は368億円の減収になる。



第2図 所得に対する平均税率構造：  
長期課税所得への税制比較 (昭和49年)

第8表 長期譲渡所得への課税方式による比較：平均税率と増収予想額

	所得階層	(1) 分離課税	(2) 現行税制	(3) 1/2総合課税	(4) 10分10乗方式	(5) 5分5乗方式	(6) 全額総合課税
		%	%	%	%	%	%
1	100万円以下	3.85	左 に 同 じ	3.74	3.79	左	3.79
2	150〳	4.02		3.90	3.96	に	3.93
3	200〳	5.42		5.23	5.34	同	5.35
4	300〳	7.53		7.21	7.40	じ	7.43
5	400〳	9.88		9.34	9.71	9.72	9.83
6	500〳	11.96		11.18	11.78	11.81	12.00
7	700〳	13.91		10.95	13.03	13.19	14.63
8	1000〳	16.70		14.58	16.60	16.82	18.85
9	2000〳	23.36		22.75	24.63	24.92	27.03
10	3000〳	27.98		29.08	32.55	33.14	37.27
11	5000〳	30.19		32.74	38.28	39.18	44.73
12	5000万円超	28.71	43.00	35.98	47.43	47.77	58.47
分離課税に比して増収分			億円 790.45	億円 -368.47	億円 1636.43	億円 1820.90	億円 3654.79

(1)は昭和49年の税制、一律20%の分離課税；(2)は昭和51年～55年の税制特例、土地建物の長期譲渡所得2000万円以下は20%の分離課税、2000万円超の部分は1/2総合課税；(3)は長期譲渡所得課税の本則、長期譲渡所得から50万円の控除後1/2総合課税；(4)、(5)の計算方法は本文参照；

(3) 10分10乗方式または5分5乗方式が採用されるなら、第7階層までは負担率の低下、それ以上の階層で上昇が生じ、10分10乗方式よりも5分5乗方式の方が高額層の負担率は1～2%高まるが大差はない。前者による増収は1636億円余、後者では1820億円余である。昭和49年の分離課税の下で第5階層以下の低所得層では譲渡所得が全額総合課税される場合よりも重い負担率を強いられていたことは注目すべきである。

これらの分析結果から、長期譲渡所得に対する最も望ましい課税方式は5分5乗方式であると言えよう。10分10乗方式との間で階層の負担率は表の上では小さいが、物価上昇率が高く、名目所得額の上昇率の高いわが国の場合、長期間にわたる平均化の調整方式は、年々の負担を軽く

する歪みが生じるから、5分5乗方式の方が良いであろう。

もし利子所得、配当所得の分離選択課税が廃止されて総合課税となり、5分5乗方式が長期譲渡所得の分離課税に代って採用されるならば、年収700万円以下の階層では負担率はかえって低下するのであり、700万円超1000万円以下の階層で殆んど変わらず、1000万円を超える階層において高額層ほど大巾に負担率の上昇が生じる。その税率構造の傾きは第2図に示す通りである。この負担率の上昇は土地供給の増加を恐らく抑制するかもしれない。その税率変化による資産供給変化の弾力性を推定することは困難な作業であり、51年以後の税制改正による結果がなお2～3年を経なければデータが得られないこと、又時限立法としての税率引下げによる資産供給増加の効果と、かなり恒久的な措置として例えば5分5乗方式が採用されて税率引上げが生じた場合の資産供給減少の効果は、恐らく対称的では無いと考えられるため、本稿の増収予想の計算では、この弾力性をゼロと仮定している。この点の修正は今後に期したい。この仮定において、利子所得・配当所得の総合課税、長期譲渡所得の5分5乗方式課税への改革は、昭和49年において総計で約4500億円の増収増加をもたらす得る。そして平均税率構造の累進度が高められたことによって、国民所得の上昇に伴う増収の弾力性は大きくなったのであり、それは完全雇用予算均衡のためにも望ましい改革である。

(1977.12.20)

## 注

- (1) 『シャープ使節団日本税制報告書』(1949, G.H.Q.) vol. I, ch 5, B; vol. III, Appendix B.

## EQUITABLE ALLOCATION OF TAX BURDEN AND ITS RESULT ON THE TAX REVENUE

### 《Summary》

Masako Murakami

Under the current income tax law in Japan, many special treatments of taxable income are encroaching the rule of vertically equitable allocation of tax burden. Among them, the separated taxation on interest and dividend incomes and also on the capital gain realized by selling land or buildings held over five years are sharply decreasing actual progressiveness of tax rates (Table 3, column (6)). If all kinds of taxable income were taxed comprehensively, the progressiveness of income tax rates would substantially increase (Table 3, column (4)). The comprehensive taxation is the basic rule which any equitable income tax system must hold as Shoup Commission had strongly emphasized in 1950, but afterwards this rule has been gradually encroached in Japanese tax system.

In this paper, I have tried to calculate the effective average tax rate (tax burden/income before tax) of each income class based on the alternative income tax systems and estimate the resulting revenue gain.

If interest and dividend income were taxed on the comprehensive bases that is the sum of all kinds of taxable income, the effective average tax rates of higher income classes (more than 10 million Yens annual income) might increase 1 — 3 % and the resulting added revenue gain would be 260 billion Yens compared with them brought from the present separated taxation system where 30 % tax rate applied in 1974.

The capital gains realized from selling land or buildings are also separated from other income and taxed by 20 % rate. This special treatment of capital gain was aimed to depress the increasing land price by promoting supply of land. Though it seems to be effective on this purpose, the treatment could largely decrease the tax burden of higher income classes. As Table 8 column (1) compared with (6) shows, it could halve the effective tax rate of the



highest income class, so that bring on regressive tax burden. If these capital gains were taxed on the comprehensive bases, the revenue would increase by 360 billion Yens.

Now current budget of Japanese central government has enormous deficit over 30 %. The revenue increase is regarded to be the urgent need for managing our public finance. The calculation and the estimation of this paper shows it is feasible and necessary to reform our present income tax system into more equitable one which also can bring a substantial revenue increase.